

6 大津市環境施策推進本部設置規則

平成 9 年 12 月 1 日

規則第 81 号

(設置)

第 1 条 良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大津市環境施策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画(大津市環境基本条例(平成 7 年条例第 39 号)第 7 条の規定に基づき策定したものをいう。)の推進に関すること。
- (2) 環境にやさしい大津市役所率先実行計画(大津市環境基本条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、市自らが率先して良好な環境の保全と創造に取り組むために策定したものをいう。以下「率先実行計画」という。)の推進に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステム(ISO14001 に準拠した環境行動についての管理システムをいう。)の構築、維持等に関すること。
- (4) その他良好な環境の保全と創造について必要な事項に関すること。

(平 11 規則 62・平 17 規則 61・平 19 規則 42・一部改正)

(組織)

第 3 条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
 - (4) 代表幹事
 - (5) 幹事
 - (6) 率先実行計画推進責任者
 - (7) 率先実行計画推進員
- 2 本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。
 - 3 副本部長は、環境部長の職にある者をもって充てる。
 - 4 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 に掲げる者に対し市長が委嘱する。
 - 5 代表幹事は、環境部政策監の職にある者をもって充てる。
 - 6 幹事は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第 2 に掲げる者に対し市長が委嘱する。
 - 7 率先実行計画推進責任者は、別表第 1 に掲げる職にある者(当該職にある者が、いないときは当該職に係る課又は室の課長補佐相当職以上の職位にある者(グループリーダーを置く課又は室において課長補佐相当職以上の職位にある者がいない場合にあつては、グループリーダー)のうちから市長が指名する者とし、2 人以上いるときはそれらの者のうちから市長が指名する者とする。)をもって充てる。
 - 8 率先実行計画推進員は、大津市行政組織規則(昭和 61 年規則第 12 号)第 2 条第 1 項に規定する課、同条第 2 項に規定する分室、同条第 3 項に規定する出先機関、同条第 4 項に

規定する支所及び同条第 5 項に規定するその他の機関(以下「課等」という。)にそれぞれ 1 人置く。

- 9 市長は、水道、ガス事業管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び市議会議長に対し、その事務局等において第 7 項の率先実行計画推進責任者及び前項の率先実行計画推進員に該当する者を選任することを求めるものとする。

(平 11 規則 62・平 17 規則 40・平 19 規則 28・平 20 規則 31・一部改正)

(職務)

第 4 条 本部長は、市長の命を受けて、本部の事務を統括するとともに、本部員、代表幹事、幹事及び率先実行計画推進責任者を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部の所掌事務を処理する。

4 代表幹事は、次項及び第 6 項に規定する事務を統括するとともに、幹事及び率先実行計画推進責任者を指揮監督する。

5 幹事は、調査、研究、企画、検討、その他本部の所掌事務を処理するため必要な事務を担当する。

6 率先実行計画推進責任者は、その者の属する部局に属する率先実行計画推進員を指揮監督し、当該部局における率先実行計画の推進のために必要な事務を担当する。

7 率先実行計画推進員は、その者の属する課等における率先実行計画の推進のために必要な事務を担当する。

(平 11 規則 62・一部改正)

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部員会議、幹事会議及び専門部会議とする。

(本部員会議)

第 6 条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、第 2 条に規定する事項について審議する。ただし、第 2 条第 3 号に規定する事項を審議する場合の本部員会議は、本部長及び本部長の指名する本部員で構成する。

2 本部員会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(平 17 規則 61・一部改正)

(幹事会議)

第 7 条 幹事会議は、代表幹事及び幹事で構成し、本部員会議に諮る事項(第 2 条第 3 号に規定する事項を除く。)について審議する。

2 幹事会議は、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。

3 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(平 17 規則 61・一部改正)

(専門部会議)

第 8 条 専門部会議は、代表幹事及び幹事のうちから代表幹事が指名した者で構成し、幹事会議に諮る事項について審議する。

2 専門部会議は、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。

3 代表幹事は、必要があると認めるときは、専門部会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(平17規則40・平19規則42・一部改正)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年6月15日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月1日規則第36号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年4月1日規則第39号)抄

(施行期日等)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年4月1日規則第28号)抄

(施行期日等)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年7月1日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年11月1日規則第87号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成14年11月5日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年6月1日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第28号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

(平 17 規則 40・全改、平 19 規則 28・平 19 規則 42・平 20 規則 31・一部改正)

部 局	本 部 員	幹 事	率先実行計画推進責任者
政策調整部	部長	企画調整課長	企画調整課長補佐
総務部	部長	総務課長	総務課長補佐
		財政課長	
		管財課長	
		契約検査課長	
市民部	部長	自治振興課長	自治振興課長補佐
		国際文化交流課長	
福祉子ども部	部長	福祉政策課長	福祉政策課長補佐
健康保険部	部長	健康長寿課長	健康長寿課長補佐
産業観光部	部長	産業政策課長	産業政策課長補佐
		観光振興課長	
		農林水産課長	
		田園づくり振興課長	
環境部		環境保全課長	環境保全課長補佐
		ごみ減量推進課長	
		生活衛生課長	
		施設整備課長	
都市計画部	部長	都市計画課長	都市計画課長補佐
		都市景観課長	
		市街地整備課長	
		公園緑地課長	
		開発調整課長	
		建築指導課長	
建設部	部長	交通・建設監理課長	交通・建設監理課長補佐
		広域事業調整課長	
		道路建設課長	
		道路管理課長	
		建築課長	
		河川課長	
		下水道管理課長	
		下水道整備課長	
出納室	室長	次長	出納室副参事
市民病院	市民病院事務局長	病院総務課長	病院総務課長補佐

別表第 2(第 3 条關係)

(平 17 規則 40・全改)

部局	本部員	幹事
企業局	企業局長	企業総務課長
		営業開発課長
教育委員会事務局	教育部長	教育総務課長
		学校教育課長
		生涯学習課長
		歴史博物館長
消防局	消防局長	消防総務課長